

DX時代の金融包摂



明治大学経営学部教授 小関 隆志

～要旨～

金融のデジタル化は、フィンテックを活用しながら、低コストかつ簡便な決済・送金を実現し、また銀行支店への地理的排除を一定程度解消するなど、金融包摂に大きな貢献をしてきた。ネットバンキングやキャッシュレス決済が世界的に広がりを見せているが、コロナ禍は、こうしたデジタル化に拍車をかけている。他方、デジタル化の流れに取り残される人々の存在が、新たな金融排除の問題として浮上し、欧米を中心に、金融包摂の取り組みが始まっている。国内では現在、デジタル金融排除問題は強く意識されてはいないが、超高齢社会や貧困の深刻化を背景として、デジタル弱者の権利保障政策を確立し、官民協働の対策を進める必要がある。また、人工知能（AI）による信用スコアリングや融資審査が導入されつつあるが、スコアリングや審査に差別が紛れ込み、格差を拡大・固定化する恐れもあることから、AI活用の際には倫理綱領の制定などの対策が求められている。

はじめに

近年、金融分野においては、フィンテックを用いた送金やオンラインの金融取引、キャッシュレス取引人工知能（AI）による融資審査など、多様なデジタル・トランスフォーメーション（DX）が世界的に進んでいるが、コロナ禍の影響で対面取引を回避し、オンライン取引に移行する動きが一層加速している。

金融のデジタル化は顧客にとっての利便性向上、金融サービスへのアクセス改善に貢献することが期待される。他方、デジタル金融サービスが金融排除や格差・差別をもたらすことがないよう、対策を講じる必要がある。

本稿は金融デジタル化の影響を概観し、金融包摂策を検討する。

1 金融デジタル化による金融包摂の進展

金融のデジタル化、特にフィンテック（金融技術）の活用が2000年代以降の世界的な金融包摂の進展に大きな貢献をなしてきた。

世界銀行による金融包摂のデータベース“Global Findex Database”によれば、2014年から2017年までの3年間に、銀行口座を開設した成人が約5億1,500万人にのぼり、口座保有率は2014年の62%から2017年の69%に高まった（Demirgüç-Kunt et al. 2018）。短期間に多数の口座が開設された最大の要因は、東アフリカ諸国をはじめとする途上国で簡便なモバイル口座が普及し、銀行へのアクセスにおいて地理的な制約がなくなったことである。また携帯電話を利用した、低コストで簡便な送金・決済サービ

スが普及した。個人間の送金だけでなく、電気料金などの支払い、政府から個人への補助金支給なども含めて、携帯電話でできるようになった。世界全体では、1年間にデジタルでの支払・受取をした人の割合が、2014年の41%から2017年の52%に増加した。

国際通貨基金（IMF）による調査報告（Sahay et al. 2020）は、フィンテックにより金融包摂の進展が促されたことを示した。2010年代、後発発展途上国においてモバイル口座が急速に普及し、アフリカでは送金コストが50%下がったほか、中国やインドではオンライン決済・メッセージアプリがフィンテックサービスの発展を促し、また携帯電話の普及が男女格差の縮小にもつながったとされる。上記調査報告は、オンラインの金融機関は従来とは異なる顧客情報（支払履歴など）と革新的なアルゴリズムを用いて顧客の信用度を評価する手法により、従来の金融機関が融資できなかった個人や企業への融資を可能にしていると指摘した。フィンテックを活用した融資の市場規模は、2011年の1250億ドルから、2017年の4000億ドルへと3倍以上に急増している。従来の信用審査の方法では融資を受けられない消費者や零細事業者に対して、キャッシュフロー分析による信用審査を適用し、多くの顧客に融資を実現できたとする実証研究もある（The Milken Institute, 2019）。

2 金融デジタル化による金融排除と対策

(1) デジタル・デバインド問題

デジタル化は、全ての人に同じ恩恵をもたらすとは限らない。むしろ、デジタル化が高齢者や貧しい人、障がい者などを置き去りにして、格差を拡大するとの議論がある。いわゆる「デジタル・デバインド」（情報格差）問題である。

Muggahらは2020年の世界経済フォーラムに

おける報告書「デジタル化のダークサイド」の中で、「COVID-19はデジタル化への移行を加速しているが、デジタル・デバインドも加速している」と述べた（Muggah et al. 2020）。裕福な国や企業は、貧しい国や企業よりもはるかにデジタル接続されており、ギャップを埋めるのは難しいこと、先進国には世界のデータセンターの90%以上が集中し、デジタル経済の収益が主に先進国に配分されていることも指摘した。

先進国の中でも、デジタル・デバインド問題はある。イギリス国内でも農村部ではブロードバンドの普及が遅れ、人々の生活や事業に否定的な影響が出ているという（Philip et al. 2017）。デジタル・デバインドは、インフラ整備をすれば済むという問題ではなく、年齢、所得、社会的孤立、健康度など利用者の属性・特徴とも密接にかかわっている（Trémenbert, 2010）。インターネット未利用者は、自信の欠如、リスクへの恐れ、仕事上の経験の欠如、家族の支えの欠如、便益に対する無理解など、目に見えにくい障害要因を有しており、デジタル包摂のためには、未利用者への手厚い支援を要するという（Center for Ageing Better, 2020）。コロナ禍は、地中海南岸諸国では医療・教育・商業など各分野で、デジタル・デバインドの格差をさらに広げている（Kadi, 2020）。

日本国内では、低所得世帯でモバイル端末（携帯電話・スマートフォンなど）の保有率が低く、2020年時点では、全体の平均96.8%に対し、年収200万円未満世帯は86.5%にとどまる（総務省2021a）。インターネット利用経験のある世帯の割合についても、2020年時点の全体の平均86.7%に対し、年収200万円未満世帯は58.9%にとどまる。

高齢者も類似の傾向がみられる。インターネット利用経験のある世帯の割合では、世帯主年齢

75歳以上の世帯は58.8%にとどまる。

モバイル端末の保有率やインターネット利用経験は4年前に比べると上昇し、格差も少しずつ縮まっているが、まだまだ格差は大きく残されている。情報セキュリティへの不安感やリテラシーの不足が、高齢者の間では特に大きな普及阻害要因となっているようである（総務省2021b）。

(2) オンライン金融取引

イギリスでは、かなり早い時点で、デジタル・デバイスと金融排除の関連性が認識され（Geach 2007）、金融包摂策が提言されてきた。イギリスでは380万世帯がインターネットにアクセスしておらず、171万人は銀行口座を持たない。英国上院の金融排除特別委員会は、金融排除の根源的な原因が貧困にあり、貧困世帯が現金で家計管理することから、「貧困プレミアム」と呼ばれる余分なコストの負担を強いられると指摘した（Select Committee on Financial Inclusion, 2017）。また、1989年から2016年の間にイギリス国内の銀行支店の53%が閉鎖され、金融のデジタル化が進んだことから、インターネット環境の乏しい地域の住民、インターネットバンキングを利用しない高齢者は不便を強いられることになるという。もともと金融排除のリスクが高い人々が、デジタル化によってさらなる打撃を受ける。そのため同委員会は、社会的弱者のためのサービスを実験的に行うこと、政府は社会保障給付にオンライン以外のアクセスを保障することを提言した。また、多数の支店を要する郵便局が特に農村部で金融包摂に重要な役割を果たしうるとも述べている。

金融サービスの利用者が高齢化するに伴い、認知・判断能力低下や資産運用リスクなど多くの問題が生じており、近年「金融老年学」も提

唱されている。G20は2019年に、高齢化に関連する8つの政策優先課題をまとめた「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」を定めた（金融庁2019）。この中で、高齢者の直面する課題の一つに「デジタル能力の低さ」を挙げ、「金融およびデジタルリテラシーが低いこと」、身体機能の衰えにより「デジタルツールの利用が難しくなること」を指摘した。高齢者に対して「デジタルと金融リテラシーの向上を支援する必要」があるという。

G20とOECDは共同で、デジタル金融リテラシー支援に関する報告書をまとめ、各国で行われている金融リテラシー支援の例（NGOが高齢者を対象としてウェビナーを開催するなど）を紹介した（OECD, 2021）。

世界的にみてインターネットバンキングを主に利用しているのは若者、高所得者、フルタイムの労働者である（Saka et al., 2021）。通信環境では3Gのカバーする地域が先進国側に偏っており、既にインターネット環境に恵まれた人々が、コロナ禍でさらにインターネット利用を増やすという、格差拡大・固定化の構図ができ上がっている（Saka et al., 2021）。

日本では、梶村ほか（2005）を除き、金融デジタル化に伴う金融排除は過去にほとんど論じられてこなかった。金融庁が2018年に「高齢社会における金融サービスのあり方」（中間的なとりまとめ）を公表したが、デジタル・デバイス問題には全く言及していない。しかし、「普段利用しているインターネットサービス」の中ではインターネットショッピングや支払・決済が最も多い（総務省2021b）ことから、デジタルと金融の密接な関係がうかがえる。前述のように高齢者ほどインターネット利用率や情報リテラシーが低く、情報セキュリティへの不安が強いことから、金融デジタル化による高齢者の排除

の恐れは決して杞憂とはいえない。さらに2020年は、高齢者や低所得者は、インターネット利用者の割合が前年より大きく落ち込んでいる(総務省2021a)。最近、高齢者の金融デジタル・デバイドに関する議論が登場した(中塚2019)。中塚は、前述のG20福岡ポリシー・プライオリティで指摘されていた、高齢者のデジタル能力の低さを踏まえて、フィンテックやキャッシュレス化の過程で、スマートフォン端末やアプリケーションの機能・デザインを高齢者に優しいものにすべきことを提唱した。フィンテックを活用して、生体認証や遠隔の見守りなどのシステムを導入すれば、高齢者固有の問題を解決できるという議論(森2019)もあるが、デジタル化は金融包摂にとって諸刃の剣であり、デジタル化をいかなる目的で活用するか、その副作用は何かを十分に検討する必要がある。

国内の取組事例を1つ挙げておきたい。城南信用金庫は、デジタルを活用した業務改革で「人と時間」を創出し、涉外活動に振り向けることなどを重視するとともに、日本IBMと提携して、世代を問わず親しめる、使いやすいアプリの開発を始めた(2022年2月;日本経済新聞記事)。同金庫はまた、デジタル化の導入によって事務作業を自動化し、それによって浮いた業務時間を、顧客とのコミュニケーション強化に振り向ける方針を打ち出している(城南信用金庫幹部職員への聞き取り、2022年2月17日)。デジタル化に対応できない顧客には職員が訪問したり、操作を丁寧に教えたりするという。また、支店の店舗を事務処理の場から出会いの場、コミュニケーションの場に変えていく試みも始めているが、ここには、地域に根ざした信用金庫らしさが表れている。

金融機関が業務をデジタル化し、オンライン取引に移行する際に、デジタル化に付いて行け

ない顧客を念頭に置き、包摂策を講じる必要があるだろう。

(3) キャッシュレス決済

近年、先進国・途上国を問わず、キャッシュレス経済が広く浸透しつつあり、決済の利便性や防犯、現金管理コスト削減などの利点をもたらしている。反面、キャッシュレス経済が極端なまでに一般化すると、現金に依存する人々や零細事業者が排除される危険が高まる。Forrest(2017)は、人力車の運転手や魚市場の業者、農村部の高齢者、雑誌を売る路上生活者などの実例を挙げながら、キャッシュレス化に伴う金融排除は既に世界各地で起きていると警告する。

「公衆トイレの料金までキャッシュレス」と言われるスウェーデンでは、2010年代にクレジットカード決済やインターネットバンキング、電子マネーなどのキャッシュレス決済が急速に普及し、現金支払いが2010年の約40%から2016年の約15%にまで減少した(綿貫2018)。現金を取り扱わない銀行、現金支払を拒否する商店も多い(Savage, 2018)。キャッシュレス化により、高齢者や障がい者、ITインフラ未整備地域の住民などは生活に支障をきたしているとの指摘がある。スウェーデンの年金生活者の全国組織は、デジタル決済の普及を歓迎しつつも、現金利用が困難になることや割高になることは高齢者・障がい者・中小企業・過疎地の住民等にとって問題であり、現金利用を可能にするよう政府に訴えた(小部2019)。

イギリスやアメリカにおいても、キャッシュレス決済の普及によって、現金取引を必要とする人々が排除され、困難に直面していることが、近年の調査から明らかにされている。イギリスで2019年に公表された報告書“Access to Cash Review”は、(1)キャッシュレス決済は全ての人

に利用可能ではなく、現金を必要とする人が多くいること、(2)現金への依存は貧困が最大の要因であること、(3)キャッシュレス経済が社会にもたらすリスクを認識して対応すべきことを指摘した。20%の人々はキャッシュレス決済システムに適応できていないという。同報告書は、現金へのアクセスを保障すること、現金支払が幅広く受け入れられるようにすること、キャッシュレス決済をあらゆる人にとっての選択肢にすることなど、5つの提言を出した。政府と議会は、この報告書をもとに議論を重ね、ハモンド財務相は、現金が必要な人々向けの救済措置を約束した(加藤 2019)。コロナ禍でキャッシュレス化はさらに加速しているが、デジタルリテラシーの支援を行う社会的企業「We Are Digital」は銀行や他企業と連携しながら、金融排除層への教育訓練に取り組んでいる(Adam, 2020)。

アメリカにおいてもキャッシュレス決済は急速に普及しているが、低所得者は口座維持手数料や過度のKYC (Know Your Customer) 要件により、銀行口座を持たないか、あるいは口座を利用しておらず、現金取引に依存している。キャッシュレス決済の普及により、食料品などの必需品を購入することも困難になっている(Erlanger, 2019)。現金取引に依存する低所得者を保護するため、マサチューセッツ州は1978年以来、店舗に現金取引を義務づけているが、近年ではフィラデルフィア市が2019年に、キャッシュレス専用の店舗を違法とし、現金の取り扱いを義務づける法律を全米都市で初めて制定した(中沢 2019)。

キャッシュレス決済の普及は、低所得者や高齢者、障がい者、零細事業者などを排除する恐れがあり、また多様な電子マネーや決済方法が互換性のない形で乱立することで、法定通貨のユニバーサル・アクセスを毀損する恐れもある。

そのため現金取引の選択肢に加えて、中央銀行がデジタル通貨を発行し、誰もが使いやすく互換性のある決済手段を提供する必要性が認識された(Lupo-Pasini, 2020)。デジタル通貨は、「民間銀行が保有する中央銀行当座預金とは異なるデジタル形式の中央銀行マネー」であり、画面上で支払や受取、送金などの取引を行う点では民間の電子マネーと共通しているが、民間の電子マネーは通貨の補助・代用で、現金・預金の受け渡しに介在している点異なる(高澤 2021)。カンボジアが世界で初めてデジタル通貨を本格導入し、スウェーデンや中国なども実験的に導入している。デジタル通貨の導入が適切に行われれば、キャッシュレス決済に伴う金融排除の解消に役立つ可能性は高い。

日本国内に目を移すと、近年はキャッシュレス決済の増加傾向は明らかだ。消費者庁の調査では、2020年は前年に比べて、いずれの年代層でも、キャッシュレス決済の利用頻度が上がった(消費者庁 2020)。コロナ禍による購買行動変化も背景にある(NECソリューションイノベータ 2020)。銀行も、銀行 Pay (2017年開始)、Bank Pay (2019年開始)、J-Coin Pay (2019年開始)などを通じて、キャッシュレス決済に本格参入している(高橋 2019)。

日本でも、キャッシュレス決済は高所得・高学歴者・30歳代以上に浸透し、低所得者は現金支払を希望すること、ポイントサービスは高所得者ほど恩恵を受けることなどの逆進性が指摘されているが(翁 2019)、現金利用の保障は議論の俎上に上っておらず、デジタル通貨は検討段階にとどまっている。

(4) AIによる信用スコアリングと融資審査

金融デジタル化の主要な特徴の一つは、AI(人工知能)とビッグデータの活用による信用スコ

アリングや融資審査であり、従来は知識と経験を積んだ金融の専門家が情報収集して目利きをしていたプロセスを機械に置き換えることを意味している。

日本でも2017年以降、銀行やIT企業が相次いでこの分野に参入してきた。J-Score（2017年開始）、ドコモスコアリング（2019年開始）といったスコアリングに加え、ソニー銀行や三菱UFJ銀行などが2018年、AIによる融資審査を相次いで導入した（平2019；高橋2019）。

従来の方法では、いかに専門家といえども人間なので、判断の中に価値観や偏見が混じり、また個人が集められる情報にも限度があるので、本来は客観的で公正であるべき判断がゆがめられることもないとは言えない。AIであれば、そうした価値観や偏見から解放され、かつビッグデータを瞬時に解析して、より客観的で公正な判断が期待できる。また、従来は担保物件や年収、借金の返済履歴といった限られた情報で審査をしていたため、条件に合わずに融資を受けられない人や企業も多くいた。それに対しAIは、個人の属性（年齢、職業など）、企業の資金・商品のフローなど多種類の情報を幅広く収集して信用力を審査するので、融資を受けられる人が増えると考えられる。

このようにAIによる信用スコアリングと融資審査は金融包摂的な要素があるが、他方で金融排除的な要素も問題視される。その問題は(A) AIによる差別、(B) バーチャル・スラム、(C) データによる監視に大別される。

(A) AIによる差別というのは、AIが学習する膨大なデータを通じて、AIが人間の潜在的な差別の傾向を読み取り、助長してしまうことである（成原2021）。例えばAIの人材採用システムで、女性より男性を高く評価する傾向を示した場合、過去の性差別をAIが学習した結果がそ

こには反映されている可能性が高い。また、再犯予測システムが黒人の再犯率を白人より高く予測した場合、そうした人種差別的な予測は過去の実績を反映している。AIの設計者に差別的な意図がなくても、AIがデータから差別を学んでしまうのである。与信審査の過程にもAIが性別・人種・身体能力等で顧客を分類し、差別を助長する恐れが懸念されている（Sustainable Japan ニュース記事、2019年）。アメリカでは、AIを使った住宅ローン審査結果のデータを分析したところ、白人と有色人種とでは、地域によって最大3倍もの格差があったという（平2021）。

(B) バーチャル・スラムとは、「信用システムで一度低い評価をされると、負のスパイラルに陥ってしまい、そこから抜け出せなくなってしまう」ことを指す（吉田2019）。一度借金すると信用力が落ち、信用力が落ちると就職に失敗し、低賃金の職に就くことになり、それがさらに信用力の低下につながるという連鎖が生じる。しかも、AIは何を基準に審査しているのかわからないブラックボックスなので改善しようがなく、信用スコアに対する異議申し立ても困難（山本2017）なので、AIの判定に従うしかない。人間による常識的な判断をコンピュータシステムの自動裁定に置き換えることにより、差別が合理化・正当化され、貧困者がターゲットとして監視されるという状況を、ユーバンクスは「デジタル救貧院」と称して警告した（ユーバンクス2017=2021）。デロイトトーマツは、AIスコアリングの浸透により、「平均的な社会的利益を享受できない」層があらゆる分野で固定化された場合、2030年に新たに貧困に陥る人口は約3.4～5.4億人に上ると推計している（矢守・石井2019）。

(C) データによる監視とは、お金に関してだけでなく職業、年収、性格、日常の行動パターン、会話、価値観、嗜好、人脈など多くの個人情報

が吸い上げられ、スコアリングの材料にされることから、個人のすべてが“丸裸”にされてしまうことである。個人の多様な側面を総合的に審査することで信用力を高められる可能性もあるが、反面、常にスコアリングを気にしながら生活しなければならなくなり、個人の自由が大きく制約され得る。その象徴的な例が中国の社会信用システムや芝麻信用といえる。欧米ではAI倫理やAIへの法規制も議論され始めているが、日本でも早急な検討が必要ではないか。

3 おわりに

金融デジタル化が必然的に金融包摂を促進する、ないしは金融排除を引き起こすという一面的な判断は必ずしも当たらない。金融デジタル化は、金融包摂の進展にも多大な貢献をしてきたが、他方で金融排除をもたらす危険も少なくない。要は、金融デジタル化を何のため、誰のために活用するかであり、そのネガティブな影響をいかに抑制できるかがいま問われている。

日本は世界的にみてインターネット環境が整い、金融市場も成熟しているうえ、現金取引の割合もまだ比較的大きいため、金融デジタル化に伴う金融排除問題があまり顕在化しておらず、支援策の検討もほとんどなされてこなかった。しかし、金融機関の経営状況悪化とコロナ禍を契機にデジタル化は急加速し、状況が大きく変わりつつある。日本には高度な技術があるが、基本的な金融サービスへのアクセスを権利と捉えて、全ての人に平等に権利を保障するという意識や、金融排除に陥る（かもしれない）人々の状況に対する想像力が、残念ながら欠けているように思われる。金融排除に陥って困窮する当事者が、反対や抗議の声を上げ、問題状況を理路整然と説明できるとは限らない。デジタル金融時代の金融包摂を、全ての人に保障すべき

権利として位置づけ、欧米諸国の先例を参考にしながら、具体的な方策を立てていくべきではなかろうか。

また、インターネット環境が不十分な国・地域に対して、通信インフラ整備に協力することも、世界的な金融包摂、デジタル・デバイド解消を進めるうえで、日本に求められている国際的な責務だと思われる。

【参考文献】

- Adam, Matt (2020) “Cash in the time of Covid-19: A tale of financial exclusion”, *Global Banking & Finance*.
<https://www.we-are-digital.co.uk/blog/cash-in-the-time-of-covid-19-a-tale-of-financial-exclusion>
- Center for Ageing Better (2020) “How has COVID-19 changed the landscape of digital inclusion?”
- Demirgüç-Kunt, Asli, Leora Klapper, Dorothe Singer, Saniya Ansar and Jake Hess (2018) *The Global Findex Database 2017: Measuring Financial Inclusion and the Fintech Revolution*, *World Bank Group*.
- Erlanger, Samuel (2019) “A Cashless Economy: How to Protect the Low-Income”, *Cardozo Law Review*.
<http://cardozolawreview.com/a-cashless-economy-how-to-protect-the-low-income/>
- Forrest, Adam (2017) “The rise of the cashless city: ‘There is this real danger of exclusion’”. *The Guardian*.
<https://www.theguardian.com/cities/2017/jan/09/rise-cashless-city-contactless-payments-exclusion-cashfree-society>
- Geach, Neal (2007) “The Digital Divide, Financial Exclusion and Mobile Phone Technology: Two

- Problems, One Solution?”, *Journal of International Trade Law and Policy*, 6 (1) .
- Kadi, Tin Hinane El (2020) “Uneven Disruption: COVID-19 and the Digital Divide in the Euro-Mediterranean Region”, *Mediterranean Yearbook 2020*.
- Lupo-Pasini, Federico (2020) “Is It A Wonderful Life?: Cashless Societies and Monetary Exclusion”, *Review of Banking and Financial Law*, 40.
- Muggah, Robert; Rafal Rohozinski and Ian Goldin (2020) “The dark side of digitalization – and how to fix it”, *World Economic Forum*.
- OECD (2021) *G20/OECD-INFE Report on supporting financial resilience and transformation through digital financial literacy*.
<https://www.oecd.org/finance/financial-education/supporting-financial-resilience-and-transformation-through-digital-financial-literacy.htm>
- Sahay, Ratna et al. (2020) *The Promise of Fintech: Financial Inclusion in the Post COVID-19 Era*, International Monetary Fund.
- Saka, Orkun; Barry Elchengreen and Cevat Giray Aksoy (2021) “Epidemic Exposure, Fintech Adoption, and the Digital Divide” (NBER Working Paper Series) , National Bureau of Economic Research.
- Savage, Maddy (2018) “The Swedes rebelling against a cashless society”, *BBC News*.
<https://www.bbc.com/news/business-43645676>
- Select Committee on Financial Exclusion (2017) *Tackling financial exclusion: A country that works for everyone?*, House of Lords.
- The Access to Cash review (2019) *Access to Cash Review: Final Report*.
<https://www.accesstocash.org.uk/media/1087/final-report-final-web.pdf>
- The Milken Institute (2019) *The Use of Cash-Flow Data in Underwriting Credit: Empirical Research Findings*, FinRegLab.
- Tréménbert, Jocelyne (2010) “Indicators of the digital divide and its link with other exclusions”, *The Internet, Policy & Politics Conferences*, Oxford Internet Institute, University of Oxford.
- 【イギリス】銀行与信設定でのAI活用が違法差別助長のリスク。背景にはApple Cardの事件」
 Sustainable Japan ニュース、2019年
<https://sustainablejapan.jp/2019/11/14/banking-tech-discrimination/43754>
- NEC ソリューションイノベータ株式会社「2020年版一般消費者におけるキャッシュレス利用実態調査レポート」
- 翁百合 (2019) 「キャッシュレス社会に向けて何をすべきか：消費者の決済実態分析を踏まえて」『NIRA オピニオンペーパー』No.42
- 小部春美 (2019) 「スウェーデンのキャッシュレス化・ドイツのキャッシュレス化 (上) スウェーデン編」『ファイナンス』7月号
- 梶村均・小原宏・加藤美和・高橋朋一 (2005) 「高齢化、過疎化、所得格差の拡大と、高齢世帯、地方在住世帯、低所得世帯の金融資産選択」『調査研究レポート』郵政総合研究所
- 加藤出 (2019) 「英国が完全キャッシュレスにNO、日本も無視できない理由とは」DIAMOND online
<https://diamond.jp/articles/-/204459>
- 株式会社 MIHARU 「MIHARU、東京きらぼしフィナンシャルグループがリリースしたデジタルバンク「U I 銀行」の推進を担う「デジタルコンシェルジュ」育成研修プログラムを企画監修」PR TIMES 2022年1月
<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000011.000068494.html>
- 金融庁 (2019) 「「高齢化と金融包摂のためのG20

福岡ポリシー・プライオリティ」について」
<https://www.fsa.go.jp/inter/etc/20190606/20190606.html>

「城南信用金庫と日本 IBM、世代を問わず親しめる新たな顧客体験を提供する「城南バンキングアプリ（仮）」の開発を開始」日本経済新聞 2022 年 2 月 2 日
https://www.nikkei.com/article/DGXLRS626252_S2A200C2000000/

消費者庁（2020）「令和 2 年 12 月キャッシュレス決済に関する意識調査結果」

総務省（2021a）『令和 2 年通信利用動向調査報告書（世帯編）』

総務省（2021b）『令和 3 年版情報通信白書』

平和博（2019）『悪の AI 論』（朝日新書）朝日新聞出版

平和博（2021）「住宅ローン拒否に 1.8 倍の格差、その裏にある AI の『見えない』差別とは」Yahoo! ニュース
<https://news.yahoo.co.jp/byline/kazuhirotaira/20210906-00256744>

高澤美有紀（2021）「中央銀行デジタル通貨の課題」『レファレンス』844

高橋克英（2019）『銀行ゼロ時代』（朝日新書）朝日新聞出版

中沢潔（2019）「米国におけるキャッシュレス化の現状」『ニューヨークだより』2019 年 4 月号、JETRO

中塚富士雄（2019）「金融バリアフリー：高齢者に ICT で支援の手を差し伸べるコンセプトモデル」『季刊 個人金融』2019 年夏号

成原慧（2021）「AI と人権：『AI による差別』と公平性」東京人権啓発企業連絡会
https://www.jinken-net.com/close-up/20210802_2587.html

森駿介（2019）「テクノロジーは超高齢社会の金融

問題を解決するのか」大和総研レポート
https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/asset/20190823_020984.html

吉田基紀（2019）「AI による信用スコアリングが『バーチャルスラム』を生み出す危険性」dataway
<https://www.dappsway.com/entry/virtual-slum>

山本龍彦（2017）『おそろしいビッグデータ』（朝日新書）朝日新聞出版

矢守亜夕美・石井麻梨（2019）「AI 時代の新たな貧困：『バーチャル・スラム』とは」デロイトトーマツ
<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/strategy/articles/cbs/ai-era-virtual-slum.html>

ユーバンクス、ヴァージニア著／ウォルシュあゆみ訳（2021）『格差の自動化』人文書院（Eubanks, Virginia（2017）*Automating Inequality: How High-Tech Tools Profile, Police, and Punish the Poor*; The Nation.）

綿貫智子（2018）「現場はパニック！キャッシュレス先進国・スウェーデンの『闇』」『マネー現代』
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/57100>

こせき たかし
1971 年生まれ。1999 年一橋大学大学院博士後期課程修了。博士（社会学）。
法政大学大原社会問題研究所などを経て、2001 年明治大学経営学部専任講師。同助教授・准教授を経て、2019 年より現職。2011～2013 年米ペンシルバニア大学教養学部客員研究員。
専門はソーシャル・ファイナンス論で、主に金融排除・金融包摂を研究している。
日本協同組合学会副会長、一般社団法人生活サポート基金理事、学校法人お茶の水学園理事。
【主な著書】
『金融によるコミュニティ・エンパワーメント』ミネルヴァ書房、2011 年
『マイクロクレジットは金融格差を是正できるか』（共著）ミネルヴァ書房、2016 年
『フードバンク』（共著）明石書店、2018 年
『生活困窮と金融排除』（編著）明石書店、2020 年
『世界と日本の金融排除・金融包摂の動向』『大原社会問題研究所雑誌』738 号、2020 年 など。
